



JASDAQ

平成 18 年 5 月 26 日

各 位

会社名 大東港運株式会社
代表者名 取締役社長 曾根好貞
(JASDAQ・コード9367)
問合せ先 取締役 中丸英実
電話番号 03-5476-9701

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 26 日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 57 回定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社事業の多角化に対応させるため、第 2 条(目的)に労働者派遣事業を追加するものであります。
- (2) 会社法(平成 17 年法律第 86 号)ならびに会社法施行規則(平成 18 年法務省令第 12 号)および会社計算規則(同第 13 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行およびその他法令の変更に伴い、以下の定款を変更するものであります。
 - ① 会社法第 326 条第 2 項の規定に従い、当会社に設置する機関を定めるため、第 19 条(取締役会の設置)、第 33 条(監査役および監査役会の設置)、第 6 章(会計監査人)を新設するものであります。
 - ② 会社法第 214 条の規定に従い、株券を発行する旨を定めるため、第 8 条(株券の発行)を新設するものであります。
 - ③ 会社法第 189 条第 2 項の規定に従い、単元未満株主の権利を合理的な範囲に制限するため、第 9 条(単元未満株主の権利制限)を新設するものであります。
 - ④ 会社法施行規則第 94 条の規定に従い、株主総会参考資料等について電磁的方法により提供できるよう、第 15 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
 - ⑤ 会社法第 370 条の規定に従い、必要が生じた場合に書面または電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、第 27 条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。

⑥会社法第 426 条第 1 項および第 427 条第 1 項の規定に従い、取締役会決議による取締役および監査役の責任免除と社外取締役、社外監査役および会計監査人の責任限定契約の締結を可能とするために、第 31 条(取締役の責任免除)、第 43 条(監査役の責任免除)および第 48 条(会計監査人の責任免除)を新設するものであります。

なお、第 31 条の新設につきましては、監査役全員一致による監査役会の同意を得ております。

⑦定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。

⑧旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。

⑨上記各変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2.変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3.日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 18 年 6 月 29 日
定款変更の効力発生日	平成 18 年 6 月 29 日

以 上

(下線は変更部分であります。)

現行定款	定款変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商号) 第1条 当社は、大東港運株式会社と称し、英文ではD A I T O K O U N C O . , L T D . と表示する。</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 港湾運送事業ならびに海運業 2. 利用運送事業 3. 運送取次事業 4. 倉庫業 5. 通関業 6. 貨物自動車運送業 7. 梱包業 8. 損害保険代理業 9. 海運代理店業 10. 産業廃棄物収集運搬業 11. 航空貨物運送取次業 12. 食品の冷凍および冷蔵業 13. 不動産賃貸業 14. 下記商品の売買および輸出入業 (イ)食糧、油脂および飼料 (ロ)生鮮食料品、加工食料品および冷凍食品 (ハ)工作機械、自動車、船舶および同部品 (ニ)家庭用電気製品および通信機器 (ホ)医療用器具 (ヘ)鉄鋼原料 (ト)活性炭 (チ)日用品雑貨 (リ)石材 (ヌ)土木建築資材 15. 前14号の物品に関する輸出入代行業</p> <p>(新設) 16. 上記に附帯する一切の事業</p> <p>(本店の所在地) 第3条 当社は本店を、<u>東京都港区</u>に置く。</p> <p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行する株式の総数および株式の消却) 第5条 当社の発行する株式の総数は、37,589千株とする。<u>ただし、株式消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p>(自己株式の買受け) 第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を買受けすることができる。</u></p> <p>(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行) 第7条 当社の1単元の株式の数は、1,000株とする。 2. 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式(以下単元未満株式という。)</u>に係る株券を発行しない。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商号) 第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 港湾運送事業ならびに海運業 2. 利用運送事業 3. 運送取次事業 4. 倉庫業 5. 通関業 6. 貨物自動車運送業 7. 梱包業 8. 損害保険代理業 9. 海運代理店業 10. 産業廃棄物収集運搬業 11. 航空貨物運送取次業 12. 食品の冷凍および冷蔵業 13. 不動産賃貸業 14. 下記商品の売買および輸出入業 (イ)食糧、油脂および飼料 (ロ)生鮮食料品、加工食料品および冷凍食品 (ハ)工作機械、自動車、船舶および同部品 (ニ)家庭用電気製品および通信機器 (ホ)医療用器具 (ヘ)鉄鋼原料 (ト)活性炭 (チ)日用品雑貨 (リ)石材 (ヌ)土木建築資材 15. 前14号の物品に関する輸出入代行業 <u>16. 労働者派遣事業</u> 17. 上記に附帯する一切の事業</p> <p>(本店の所在地) 第3条 当社は、<u>本店を東京都港区</u>に置く。</p> <p>(公告方法) 第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する<u>方法により行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、37,589千株とする。</p> <p>(自己株式の取得) 第6条 当社は、<u>取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数) 第7条 当社の1単元の株式数は、1,000株とする。 (変更案第8条2項へ移行)</p>

現行定款	定款変更案
<p>(新設)</p> <p>(現行定款第7条第2項より移行)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>(株券の発行)</u></p> <p>第8条 当社は、株式に係る株券を発行する。 2. <u>前項の規定にかかわらず、当社は、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p><u>(単元未満株主の権利制限)</u></p> <p>第9条 <u>当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p><u>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利。</u> <u>(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利。</u> <u>(3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利。</u></p>
<p><u>(名義書換代理人)</u></p> <p>第8条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。 2. <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。</u></p> <p>3. <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)および株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券喪失の登録または抹消、質権の登録または抹消、信託財産の表示または抹消、株券の交付、単元未満株式の買取りおよび諸届出の受理その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ当社においてはこれを取扱わない。</u></p>	<p><u>(株主名簿管理人)</u></p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。</u></p> <p>3. <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p>
<p><u>(株主の住所等の届出)</u></p> <p>第9条 <u>当社の株主、登録質権者またはその法定代理人もしくはその代表者は、当社の定める書式により、その氏名住所および印鑑を当社の名義書換代理人に届け出なければならない。ただし、署名の慣習がある外国人は署名鑑をもって印鑑に代えることができる。</u></p> <p>2. <u>外国に居住する株主、登録質権者またはその法定代理人もしくは代表者は、日本国内に仮住所または代理人を定めて、これを当社の名義書換代理人に届け出なければならない。</u></p> <p>3. <u>届出事項に変更が生じたときも同様とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(基準日)</u></p> <p>第10条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2. <u>前項のほか必要がある場合には、取締役会の決議により、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p>	<p>(変更案第12条へ移行)</p>
<p><u>(株式取扱規定)</u></p> <p>第11条 <u>当社の株券の種類、株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、質権の登録または抹消、信託財産の表示または抹消、株券の交付、単元未満株式の買取りおよび諸届出の受理その他株式に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会で定める株式取扱規定による。</u></p>	<p><u>(株式取扱規定)</u></p> <p>第11条 <u>当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規定による。</u></p>

現行定款	定款変更案
<p>(現行定款第10条より移行)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集時期および議決権行使者)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に<u>随時これを招集する。</u></p> <p>2. <u>前項の定時株主総会において権利を行使することができる株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、<u>毎年3月31日現在の最終の株主名簿等に記載または記録された株主とする。</u></p> <p>(招集者および議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に<u>もとづき取締役社長が招集し議長となる。</u></p> <p>2. <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(現行定款第15条より移行)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き出席株主の議決権の過半数をもって<u>決する。</u></p> <p>2. <u>商法第343条の定めによる決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを決する。</u></p>	<p>(基準日)</p> <p>第12条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その<u>事業年度</u>に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. <u>前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする</u>ことができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第13条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。</p> <p>(削除)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</u></p> <p>2. <u>株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</u></p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に関し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>2. <u>前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当社に提出しなければならない。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、<u>出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2. <u>会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>

現行定款	定款変更案
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 当社の株主は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>2. 前項の場合、代理人は代理権を証する書面を、株主総会ごとに当社に提出しなければならない。</p> <p>(株主総会の議事録)</p> <p>第16条 株主総会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>2. 株主総会の議事録は、その原本を決議の日から10年間本店に備え置き、その謄本を5年間支店に備え置く。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第17条 当社の取締役は20名以内とする。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任については、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議による。</u></p> <p>3. 取締役の選任決議については、<u>累積投票によらない。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の残任期間と同一とする。</u></p> <p>(現行定款第22条より移行)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の招集者および議長)</p> <p>第20条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長が招集し議長となる。</u></p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</u></p>	<p>(変更案第16条へ移行)</p> <p>(議事録)</p> <p>第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。</u></p> <p>(削除)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役会の設置)</p> <p>第19条 <u>当社は、取締役会を置く。</u></p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 当社の取締役は、<u>20名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第21条 取締役は、<u>株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. 取締役の選任決議は、<u>累積投票によらない。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2. <u>代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</u></p> <p>3. <u>取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き<u>取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p>(変更案第24条へ移行)</p>

現行定款	定款変更案
<p>(取締役会の招集手続) 第21条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 代表取締役は、取締役会の決議により選任する。 2. 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を定めることができる。</p> <p>(業務執行) 第23条 当会社の業務は取締役社長が統轄し、他の取締役は取締役社長を補佐してその業務を分掌する。 2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役が取締役社長の職務を代行する。</p> <p>(顧問および相談役) 第24条 当会社は、取締役会の決議により顧問および相談役各若干名を置くことができる。 2. 顧問および相談役は、当会社の業務の指導および重要事項の諮問に応じる。</p> <p>(報酬および退職慰労金) 第25条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>(取締役会の決議) 第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その議決権の過半数をもって決する。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の議事録) 第27条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。 2. 取締役会の議事録は、決議の日から10年間本店に備え置く。</p> <p>(取締役会規定) 第28条 取締役会に関する事項については、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の定める取締役会規定による。</p> <p>(現行定款第25条より移行)</p>	<p>(取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(変更案第23条へ移行)</p> <p>(削除)</p> <p>(変更案第32条へ移行)</p> <p>(変更案第30条へ移行)</p> <p>(取締役会の決議の方法) 第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第27条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</p> <p>(取締役会の議事録) 第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(削除)</p> <p>(取締役会規定) 第29条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規定による。</p> <p>(取締役の報酬等) 第30条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>

現行定款	定款変更案
<p>(新設)</p> <p>(現行定款第24条より移行)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>(新設)</p> <p>(監査役の員数) 第29条 当社の監査役は4名以内とする。</p> <p>(監査役の選任) 第30条 監査役は株主総会において選任する。 2. 監査役の選任については、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の議決による。</p> <p>(監査役の任期) 第31条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間と同一とする。</p> <p>(常勤監査役) 第32条 監査役は、その互選により1名以上の常勤の監査役を定める。</p> <p>(監査役会の招集手続) 第33条 監査役会の招集通知は各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</p> <p>(報酬および退職慰労金) 第34条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</p>	<p>(取締役の責任免除) 第31条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であったものを含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 2. 当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(相談役および顧問) 第32条 当社は、取締役会の決議によって相談役および顧問各若干名を置くことができる。 2. 相談役および顧問は、当社の業務の指導および重要事項の諮問に応じる。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役および監査役会の設置) 第33条 当社は、監査役および監査役会を置く。</p> <p>(監査役の員数) 第34条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(監査役の選任) 第35条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期) 第36条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤監査役) 第37条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知) 第38条 監査役会の招集通知は各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(変更案第42条へ移行)</p>

現行定款	定款変更案
<p>(監査役会の決議) 第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって決する。</p> <p>(監査役会の議事録) 第36条 監査役会の議事録には議事の経過の要領およびその結果を記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>2. 監査役会の議事録は、決議の日から10年間本店に備え置く。</p> <p>(監査役会規定) 第37条 監査役会に関する事項については、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会の定める監査役会規定による。</p> <p>(現行定款第34条より移行)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(監査役会の決議の方法) 第39条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会の議事録) 第40条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(削除)</p> <p>(監査役会規定) 第41条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の報酬等) 第42条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除) 第43条 当社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であったものを含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2. 当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の設置) 第44条 当社は、会計監査人を置く。</p> <p>(会計監査人の選任) 第45条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>(会計監査人の任期) 第46条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p> <p>(会計監査人の報酬等) 第47条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>

現行定款	定款変更案
<p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>(営業年度および決算期)</p> <p>第38条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、各営業年度の末日を決算期とする。</p> <p>(利益配当金)</p> <p>第39条 当社の利益配当金は、毎年3月31日現在の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に対し支払う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第40条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日現在の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に対し、<u>商法第293条ノ5に定める金銭の分配</u>(以下中間配当という。)を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間等)</p> <p>第41条 <u>利益配当金、中間配当金またはその他の分配金</u>が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。</p> <p>2. <u>利益配当金、中間配当金およびその他の分配金</u>には利息をつけない。</p>	<p>(会計監査人の責任免除)</p> <p>第48条 当社は、<u>会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第49条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第50条 当社は、<u>株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当</u>(以下「<u>期末配当金</u>」という。)を支払う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第51条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、<u>会社法454条第5項に定める剰余金の配当</u>(以下「<u>中間配当金</u>」という。)を<u>することができる</u>。</p> <p>(期末配当金等の除斥期間)</p> <p>第52条 <u>期末配当金および中間配当金</u>が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</p> <p>2. <u>未払の期末配当金および中間配当金</u>には利息をつけない。</p>